

岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び  
岬町第2次自殺対策計画（第3次健康みさき21）策定支援業務仕様書

1. 業務名

岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び岬町第2次自殺対策計画（第3次健康みさき21）策定支援業務

2. 目的・業務概要

本町では、平成15年3月、行政が策定する第1次健康増進計画（健康みさき21）を策定し、健康づくりの推進をめざして取り組みを進め、平成27年度に第2次健康増進計画及び食育推進計画（健康みさき21第2次）を一体的に策定しました。

今後、令和6年度に岬町第3次健康増進計画、岬町食育推進計画と平成31年度に策定した岬町自殺対策計画の第2次計画を一体的に策定することを予定しています。

健康増進法及、食育基本法及び自殺対策基本法に基づき各3計画を一体的に策定するにあたり、その策定の円滑化と計画の実効性を確保するため、専門的立場からの助言、技術提供、岬町の地域特性を踏まえた健康づくり政策の立案、またアンケート調査等の分析及び基礎資料の作成等の業務を経験実績のある事業者へ委託します。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12箇年間

5. 業務内容

・令和5年度業務

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

健康増進、食育推進及び自殺対策についての社会情勢や国、府の施策、岬町の地域特性など概要を、健康増進、食育推進及び自殺対策に関する国や府の関連計画、統計データ、資料や岬町が提供する資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民意識調査

住民の生活実態や健康状態、健康水準や食育、自殺問題に対する意識や行動等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は次の【住民意識調査の実施概要】①～⑤の調査票案の設計・補修正、回収、回収調査票の点検、データ入力、集計・分析作業、自由記述の入力、集計結果の分析・作表・グラフ化等報告書の作成・修正、課題抽出、集計結果表・報告書等電子データの提出（Word及びExcel）を行う。

【住民意識調査の実施概要】

調査対象	①18歳以上の一般住民 ②0～5歳児の保護者 ③小学校1～3年生の保護者 ④中学2年生 ⑤高校2年生
サンプル数	①1,500票 ②400票 ③300票 ④100票 ⑤100票
調査方法	郵送配布・回収及びWEB調査の併用 ①郵送配布・回収 ②～⑤配布・回収またはWEB調査(案内文書を保育所・学校等を通じて配布とする)
調査票種類	5種類
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問のクロス集計
その他	調査表の回収に要する費用は委託料に含む。 アンケート回収率の向上策も含めて提案をする。 分析にあたっては、国・府データとの比較を行う。

(3) 庁内関係課に対する調査

庁内関係各課における健康増進・食育推進・自殺対策関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。調査方法については受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要な事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果の取りまとめを行う。

(4) 策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために有識者や住民等で構成される計画策定委員会（2回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援や会議終了後の会議録要旨の作成を行う。

・令和6年度業務

(5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、健康増進・食育推進・自殺対策に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

(6) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・府の施策及び岬町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(7) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方針を整理し、今後の重点課題と

施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを岬町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために有識者や住民等で構成される計画策定委員会（3回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援や会議終了後の会議録要旨の作成を行う。

・令和5・6年度共通

(10) 情報提供支援

本計画委託期間中において、計画に記載する施策や計画策定後の進行管理の参考資料とするため、全国の健康増進・食育推進・自殺対策に関する取り組みを、受託者において調査する。自治体属性の比較もできるよう当該団体の人口等の基本情報や、取り組みを行う担当部署、組織の目的やそれによる成果などを取りまとめ、本町に提供すること。

また、本業務で策定する各計画は、それぞれの健康増進法・食育推進法・自殺対策基本法に基づくものであることから、計画策定期間中において、受託者は上記法律の改正の有無を調査すること。法改正があった場合は、本町例規集に改正の必要性があるかを調査し、その結果を取りまとめ、本町へ提供すること。

6. 成果品

・令和5年度

- ①アンケート調査結果報告書：データ納品（Word、PDF 及び Excel）
- ②健康増進・食育推進・自殺対策に関する取り組み事例調査結果報告資料
- ③法改正に伴う本町例規への影響調査報告資料
- ④その他業務に関する一式

・令和6年度

- ①岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び岬町第2次自殺対策計画本編：A4、表紙4色、本文1色、130頁程度、150部
- ②岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び岬町第2次自殺対策計画概要版：データ納品（Word、PDF）
- ③健康増進・食育推進・自殺対策に関する取り組み事例調査結果報告資料
- ④法改正に伴う本町例規への影響調査報告資料
- ⑤その他業務に関する一式

7. その他

- ・本仕様書に明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び府から示されるなど状況が変化した場合には、岬町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・意識調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマーク等の認証を取得していること。